平成２８年（フ）第３４号
京都市右京区嵯峨野芝野町35番地132
債務者　岩石　靖代
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３５号
京都府向日市寺戸町天狗塚17番地　向日台第15棟209号
債務者　山脇まゆみ
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３６号
京都府八幡市美濃山幸水37―１　フレグランス備前105号室、住民票上の住所大阪府枚方市田口山１丁目35番11―407号
債務者　西尾実砂子
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３７号
京都市山科区大宅御供田町220番地　大同ハイツ山科205号室
債務者　中川　和美
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３９号
京都市右京区太秦桂木町５番地10　ラ・パルフェ・ド・ルミナス513号
債務者　渡部　葉子
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５０９３号
大阪府池田市新町９番７号　ウインライフ池田401号室
債務者　西岡　　誠
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２５６号
大阪府豊中市服部西町１丁目２番28―508号、前住所大阪市東淀川区東中島２丁目15番２号ビスタ新大阪Ⅲ506号
債務者　武道　裕樹
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２３号
東京都目黒区青葉台１丁目22―５―５Ｃ
債務者　橋村　孝博
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６４号
東京都北区神谷２丁目27―４―403
債務者　和田　浩治
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６８号
東京都豊島区池袋本町４―９―10―104、住民票上の住所東京都豊島区池袋本町４丁目９―10
債務者　萩原　宏樹
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７２号
東京都葛飾区東堀切１丁目12―８　メゾンミエ
債務者　幸地　　敏
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６９５号
静岡県藤枝市高柳１丁目12番19号　サンパレス高柳203号、旧住所静岡県藤枝市小石川町４丁目４番26―105号　パンジー
債務者　成岡　聖之
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２７年（フ）第２７６号
神戸市西区南別府３丁目５番地の３　フレマリール高苗代102号、前住所神戸市西区池上２丁目18番地の３　プチエルディムＣ101号
破産者　川崎　育子
1　主文　当裁判所が平成27年12月25日午後４時にした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「神戸市西区池上２丁目18番地の３　プチエルディムＣ101号」とあるのを「神戸市西区南別府３丁目５番地の３　フレマリール高苗代102号、前住所神戸市西区池上２丁目18番地の３　プチエルディムＣ101号」と更正する。
2　決定年月日　平成28年１月19日
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４１号
山口県柳井市新庄1536番地１　市営住宅72号（開始決定時の住所　山口県柳井市新庄326番地５）
破産者　志熊　道子
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部